

陳情第 8 9 号		受理年月日	令和 8 年 2 月 2 0 日
付託委員会		都 市 戦 略 整 備 委 員 会	
件 名	北九州市自転車の放置の防止に関する条例の改正提案について		
要 旨 題意について、以下のとおり、陳情内容とその理由を記述するので、市議会にて改正を行っていただきたく、願います。 陳情内容 北九州市自転車の放置の防止に関する条例の改正提案を以下のとおり行う。 （現行） （自転車の利用者等の責務） 第 4 条 第 2 項 自転車の<u>所有者</u>は、当該自転車について<u>防犯登録を受けなければならない。</u> （改正案） （自転車の利用者等の責務） 第 4 条 第 2 項 自転車の<u>利用者等</u>は、当該自転車について<u>防犯登録があることを確認しなければならない。</u> 陳情理由 防犯登録については、国の法律である「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)」にその定めがあるが、そこには、 （自転車等の利用者の責務） 第 12 条 第 3 項 自転車を利用する者は、その利用する自転車について国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。とあるとおり、いわゆる利用者等となっている。 しかし、現条例は、所有者のみに防犯登録を受ける義務を課しており、利用者が「防犯登録を確認することなく乗車することが可能」だという解釈にもとれるため、国の法令と整合させるよう、上記陳情を行う。			